

大戸1丁目自治会規約

- 第1条 本会は、大戸1丁目自治会と称し、事務所を会長宅に置く
- 第2条 本会は、さいたま市大戸1丁目地区内に居住又は事業所を設置している者をもって組織する。
- 第3条 本会は、区内の融和、親睦を図り、明るい、住みよい郷土づくりと防災活動を目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 市役所、学校等との連絡提携
 - 2 各種講演会、座談会の開催
 - 3 慶弔、災害慰問に関すること。
 - 4 生活改善の研究
 - 5 優良地区の視察、見学等
 - 6 防犯灯の維持管理
 - 7 防災に関する活動
 - 8 その他必要と認めた事項
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 1 会 長 1 名
 - 2 副 会 長 若干名
 - 3 会 計 1 名
 - 4 会 計 監 査 2 名
 - 5 部 長 若干名
 - 6 地 区 長 若干名
 - 7 委 員 若干名
 - 8 顧問を置くことができる。
- 第6条 本会の会長は、総会で選出し、他の役員は会長が指名を行い総会で承認を得るものとする。任期は2ヵ年とし再選は妨げない。
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。部長、地区長は会長の諮問に応じ、会の具体的事務の議決及び連絡、推進にあたるものとする。
- 第8条 本会は会員の連絡を密にするため、区域を5地区に分ち、地区長、委員を置く。
- 第9条 組長は各組で適当な方法を持って決め、会長に報告する。なお組長会は各地区別に適時に行うこと。
- 第10条 本会は年一回の定時総会を開くものとする。
なお、必要に応じ臨時総会を開くことができる。会議の議長は役員より選出してあたる。なお、役員会は必要に応じ開くものとする。
- 第11条 本会内に下部組織として大戸1丁目自主防災会を置く。自主防災会の会長・副会長・会計・会計監査は本会の役員が兼務する。その経費は本会が負担する。自主防災会の規約は別に定める。

- 第12条 本会の経費は会費及び寄付金、その他を以って充てる。会費は1世帯当たり1ヵ月300円とし、1年分まとめて納入するものとする。希望者には2回に分けての分納は認める。
- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本規約の改廃は、総会にて決める。
- 付 則 本規約は、昭和56年4月28日から実施する。

[規約一部改正]

- 昭和56年5月 8日 本規約第11条の会費、1世帯当たり1ヵ月150円を200円に改正
- 昭和60年5月12日 本規約第6条、本会の役員の任期は1年を、2年に改正
- 昭和61年4月27日 本規約第11条の会費、1世帯当たり1ヵ月200円を300円に改正
- 平成14年4月14日 本規約第2条、本会の組織に事業所を設置している者を追加
本規約第3条、防災活動を目的とする項目追加
本規約第4条、7項に防災に関する活動の項目追加
本規約第11条を追加。
本規約第11条を第12条に、第12条を第13条に
本規約第13条を第14条に変更
本規約新第12条、会費を2回分納より1年分まとめて納入、ただし希望者には2回の分納を認めるに変更
- 平成17年4月 9日 本規約第6条、役員の選出方法の変更し、名誉職の項を削除
- 平成18年4月15日 本規約第10条、総会の議長を役員より選出に変更
- 平成21年4月11日 本規約第12条、入会金を廃止